

<新規・継続>

※下記は弊社にて各自治体HPや一部電話確認を実施し記載致しました参考情報です。

お施主様の工事のタイミングによっては、募集期間の終了や、申請件数の上限に達するなど、既に補助金が終了されている可能性があります。

最新、詳細情報は各自治体にお問い合わせください。

2021.7.09

新No.	地区	対象商品	補助率・金額	7/9時点補助金対応	申請期間	備考
1	大泉町 (群馬県)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	【分電盤タイプ】:設置費用の1/2(上限4万円)、【簡易タイプ】:設置費用の1/2(上限2000円)、【コンセントタイプ】:設置費用の1/2(1基につき上限1万円、1世帯につき上限4万円)	終了	-	-
2	館林市 (群馬県)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	【分電盤タイプ】:設置費用の1/2(上限4万円)、【簡易タイプ】:設置費用の1/2(上限3,000円)、【コンセントタイプ】:設置費用の1/2(1基につき上限7,000円、1世帯につき上限4万円)	継続	2019年4月1日~	
3	神栖市 (茨城県)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	設置費用の1/2(上限5,000円、100円未満切り捨て)一世帯一回(対象感震ブレーカ個数は1個まで)	終了	-	-
4	千葉市 (千葉県)	感震ブレーカー 簡易タイプのみ	上限額を3000円とし、感震ブレーカー等の設置対象経費の1/2を補助 (100円未満は切り捨て) ※但し、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨品に限る(当社品 該当なし) 対象:下記対象地域内の町内自治会 中央区:旭町、院内2丁目、亀井町、葛城2丁目、葛城3丁目、道場北1丁目、道場南1丁目、道場南2丁目、椿森1丁目、弁天2丁目 花見川区:検見川町2丁目、検見川町3丁目、検見川町5丁目、幕張町1丁目 幕張町2丁目、幕張町3丁目、幕張町4丁目 稲毛区:穴川2丁目、穴川3丁目、稲毛2丁目、稲毛3丁目	再開	令和3年6月1日(火曜日)から令和3年12月17日(金曜日) 千葉市消防局予防部予防課予防係で受付します。 (土日祝除く)	
5	市川市 (千葉県)	感震ブレーカー 分電盤タイプ	「あんしん住宅助成」の対象工事の一つとして、市内に所有し居住する住宅に市内施工業者を利用して行う場合、対象工事費の3分の1(限度額10万円)を助成	継続	令和2年6月8日~	【令和2年9月2日更新】お知らせ! 令和2年8月31日現在 補助金利用額は、予算額の約5割です。 予算の限度額に達した時点で受付終了を予定
6	船橋市 (千葉県)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	自主防災組織結成補助金:自主防災組織を結成してから1回のみ、自主防災組織に対して、防災資機材(感震ブレーカ含む、工事費未定)の購入に係る費用の1/1を上限7万円まで補助 自主防災組織活動補助金:補助年度に市指導の防災訓練に参加した自主防災組織に対して、防災資機材(感震ブレーカ含む、工事費未定)の購入に係る費用の2/3を世帯数に応じた上限額まで補助	継続	令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)まで	活動補助金の交付要件となる防災訓練 (1)市職員(危機管理課)による防災指導(地震体験、煙中体験等) (2)消防職員による訓練指導(消火訓練、通報訓練、避難訓練、応急救護訓練等) (3)総合防災訓練(避難所運営訓練) (4)その他市長が防災訓練と認めるもの
7	柏市 (千葉県)	簡易タイプ	感震ブレーカーの設置補助対象経費(取り付け費用含む)の3分の2 (100円未満端数は切捨て)上限3,000円 (補足)「感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。」 (注意)分電盤タイプ、コンセントタイプは対象外	新規	令和3年6月1日(火曜日)から同年10月31日(日曜日)	
8	港区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプの幹旋 ヤモリ 3,502円 ヤモリ・テ・リモート 2,200円 電源遮断装置スイッチ断ボール3 2,640円 ピオマ感震ブレーカ 10,780円	継続		特別価格でのあっせんは、1世帯につき1回限りです。 港区に居住し、かつ住民登録があり、以下の項目に当てはまる方 1.65歳以上の高齢者のみの世帯の方 2.身体障害者手帳1級、2級または3級を交付された方のみの世帯の方 3.愛の手帳1度または2度を交付された方のみの世帯の方 4.精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方のみの世帯の方 5.母子健康手帳を交付された妊婦または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦 6.1.~5.に当てはまる方で構成された世帯の方
9	江東区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプの幹旋 区内にお住まいの方及び区内に勤務先のある方を対象 ヤモリ 3,502円	継続	令和2年9月16日~	

10	北区 (東京都)	簡易タイプ	区内の不燃化特区に指定されている地域で木造住宅にお住まいの方を対象に、ヤモリを無償配布(希望者による申請方式)	継続	平成29年度より	<十条駅周辺地区> 上十条1~2丁目全域、十条仲原1~2丁目全域、中十条1丁目5~29番、中十条2~3丁目全域、岸町2丁目3~11番 <志茂・岩淵地区> 志茂1~5丁目の全域、岩淵町の一部(詳しくはお問い合わせください) <赤羽西補助86号線沿道地区> 赤羽西1丁目の一部、赤羽西4丁目の一部(詳しくはお問い合わせください) <補助81号線沿道地区> 西ヶ原1丁目46番、西ヶ原3丁目65,66番
11	練馬区 (東京都)	分電盤タイプ 簡易タイプ	分電盤タイプの幹旋 外付け感震リレー 23,000円 主に単身世帯向け ホーム分電盤+外付け感震リレー 46,000円 主にファミリー世帯向け 感震ブレーカ機能付ホーム分電盤 75,000円  簡易タイプの幹旋 ヤモリ 3,502円 電源遮断装置スイッチ断ホール3 2,640円 (ピオマがリストから削除へ)	継続	2021年4月1日~2022年3月31日	
12	江戸川区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプの幹旋 ヤモリ 3,502円 電源遮断装置スイッチ断ホール3 2,640円	継続		
13	国立市 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプの助成 上限2,000円 1世帯あたり1回 助成対象者は、市内の住宅に居住し、又は住宅を所有している者で、感震ブレーカ(簡易タイプ)を新たに購入し、当該住宅に設置しようとするものです。  簡易タイプの幹旋 ヤモリ 3,502円	継続		
14	清瀬市 (東京都)	簡易タイプ	対象:市内にある昭和56年5月以前に建築された木造住宅の住宅専用の世帯 配布数は一世帯につき一個	継続	2019年05月08日~ 200個限定で配布しますので、200個配布した時点で申請の受付を終了	※建築基準法施行令の改正により新しい耐震基準(いわゆる新耐震基準)が施行されたのが昭和56年6月1日のことであり、この日以降に建築確認を受けた建物に対しては新耐震基準が適用されています。今回の対象はこの日以前に建築された木造住宅とします。
15	瑞穂町 (東京都)	簡易タイプ コンセントタイプ	給付は2種類からの選択となり、給付は無償で1対象世帯に1個	継続	平成31年1月22日から	瑞穂町に住所を有し、現に住んでいる、次のいずれかに該当する世帯となります。ただし、介護保険施設、障害者支援施設等に入所されている方は対象とはなりません。 1.65歳以上の者のみで構成される世帯 2.身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯 3.東京都愛の手帳1度または2度の交付を受けている方がいる世帯 4.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
16	新宿区 (東京都)	分電盤タイプ コンセントタイプ	<既築> ・分電盤タイプ:一般世帯 設置費用の2/3(上限5万円) ・コンセントタイプ:非課税世帯 設置費用の5/6(上限6万2千円) <新築> ・分電盤タイプ:1万円  ※1 施工前の申請であること。 ※2 令和4年3月31日(木)までに請求書を提出できること。 ※3 分電盤タイプは、一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅分電盤 JWDS0007付2」の規格で定める構造・機能を有するもの ※4 コンセント型は、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するもの ※5 1,000円未満の端数は、切り捨て	継続	令和2年4月1日-令和3年3月1日まで ・先着順(申請書受理順)に助成を決定します。	区内に住宅(新築含む)を所有されている方に対し、感震ブレーカー等設置費用の一部を助成します。令和3年度の助成件数は80件です。
17	足立区 (東京都)	分電盤タイプ 簡易タイプ	■分電盤タイプ 【一般世帯】:設置費用の2/3(上限5万円) 【特例世帯】:設置費用の10/10(上限8万円) ■簡易タイプ 【一般世帯】:設置費用の3分の2最大8千円まで 【特例世帯】:設置費用の10分の10最大1万3千円まで  ※特例世帯 一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者 ・65歳以上の方が含まれる ・要介護者が含まれる(要介護3から5) ・障がい者が含まれる (身体障害1から4級、精神障害1から3級、知的障害愛の手帳総合判定で1から4度) ・非課税者のみ	継続	~令和4年1月末まで申請	請求は令和4年2月末まで  千住一丁目から五丁目まで、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住東一丁目及び二丁目、千住桜木一丁目及び二丁目、千住緑町一丁目から三丁目まで、日ノ出町並びに柳原一丁目及び二丁目の地域、中川二丁目及び三丁目の地域、小台一丁目及び二丁目並びに宮城一丁目の地域、足立一丁目から四丁目まで、梅田一丁目から八丁目まで、扇一丁目、扇三丁目、興野一丁目及び二丁目、関原一丁目から三丁目まで、西新井栄町一丁目から三丁目まで、西新井本町一丁目から五丁目まで、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町並びに本木一丁目及び二丁目の地域

18	品川区 (東京都)	分電盤タイプ 簡易型 を予定	分電盤【既築】:一般世帯:総費用の2/3(上限5万円)50件、 高齢者・障害者世帯:総費用の5/6(上限8万円)80件 【新築】:分電盤タイプのみ一律1万円 簡易型【既築】:一般世帯:総費用の2/3(上限2万円)50件、 高齢者・障害者世帯:総費用の全額(上限3万円)60件 東京都の進める「不燃化推進特定整備事業」に基づく「不燃化推進特定整備地区(一部地区を除く)」を対象地区としています。 (1) 補助対象地区内の木造住宅に居住している方【既設住宅】 (2) 補助対象地区内の木造住宅を建て替え、居住する方【新築住宅】 ※新築住宅で補助をご希望の場合は、品川区役所防災課にご相談ください。	再開	令和3年度7月1日～令和4年2月26日まで	<対象地区拡大> (1) 西品川一丁目(新)・二・三丁目 (2) 戸越二・四・五・六丁目地区 (3) 東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区および西中延三丁目地区(新) (4) 旗の台四丁目、中延五丁目地区 (5) 豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区 (6) 大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区 (7) 大井二丁目地区(新)
19	豊島区 (東京都)	簡易タイプ(高性能型) 分電盤タイプ	【高機能タイプ】購入費用の2分の1補助 【分電盤タイプ】取付設置費用の3分の2補助 【簡易タイプ】無償配布	継続	H29/12/22～	以下の地域の耐火造を除く住宅に、居住又は家屋を保有する方(戸建・共同住宅) ※耐火造…外壁がすべてコンクリート造やレンガ造等の建物又は、主要構造部が防火被覆された鉄骨造で外壁がすべて不燃性の材料でできている等の条件を満たす建物  池袋本町3丁目、上池袋3丁目、駒込6丁目、駒込7丁目、東池袋5丁目 長崎2丁目、長崎3丁目、長崎4丁目、南長崎2丁目、南長崎3丁目
20	台東区 (東京都)	分電盤・コンセント(補助金)	対象地域内に住宅を有する方 対象地域内に住宅を新築予定の方への補助 既築:分電盤タイプ・コンセントタイプ 設置費用の3分の2(上限5万円) 新築:分電盤タイプ 1万円	終了	R2年2月28日迄 既築:先着15名 新築:先着5名	根岸3・4・5丁目、谷中2・3・5丁目、東浅草2丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目地域
		簡易タイプ(配布)	簡易型感震ブレーカーの配布 「簡易型感震ブレーカー」(粘着テープで接着、工事の必要がありません) 震度5強以上の揺れを感知した際、ブレーカーのスイッチを自動的に落とし、電気を遮断する器具 ※「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」に規定する感震遮断性能2つ星以上のもの	終了	令和3年2月28日まで	根岸3・4・5丁目、谷中2・3・5丁目、東浅草2丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目の住民登録のある世帯のうち、配布を希望される方(買取り可)
		簡易タイプ(幹旋)	簡易型感震ブレーカーの幹旋 ヤモリ	終了	令和2年6月1日から令和3年5月31日まで	
21	杉並区 (東京都)	簡易タイプ	1. 一般対象者(設置費用一律2,000円) 区内に居住または家屋を有する方は設置費用一律2,000円で設置していただけます。  2. 特例対象者(無料) 杉並区内に居住する方で下記 a～d のいずれかに該当する方は簡易型感震ブレーカーの設置費用一律2,000円も区で負担いたします。 a.65歳以上のみの世帯 b.「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯 c.「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯 d.地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者のいる世帯  区内に居住または区内に家屋を保有している方(1. 一般対象者)および、災害時に地域の助けを必要とする方がいる世帯(2. 特例対象者)に対し、感震ブレーカーの設置を支援します。 感震ブレーカーの購入にかかる費用は杉並区が負担します。 申請および審査後、協定を締結している小規模建設事業団体連絡会の事業者が訪問し、簡易型感震ブレーカーを分電盤に設置します。 (注意)申請は一世帯につき1回です。また、器具のみのお渡しは致しません	継続	令和3年4月1日～令和4年2月28日(予定)	区内全域に拡大
22	荒川区 (東京都)	分電盤タイプ、コンセントタイプ	■分電盤タイプ、コンセントタイプ 感震ブレーカー等設置工事費→上限6万円(助成率 2分の1) 特例世帯 上限10万円(助成率 6分の5) 感震ブレーカー等器具購入費→上限5千円(助成率 2分の1) 特例世帯 上限1万円(助成率10分の10)  また下記条件の方には簡易タイプを無料配布 65歳以上のみの世帯に属する方 世帯全員が特別区民税・都民税非課税 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯に属する方	継続	2018/7/25～	特例世帯:次のいずれかに該当する世帯 ・65歳以上のみの世帯 ・世帯全員が特別区民税、都民税非課税 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定をうけている者がいる世帯
23	葛飾区 (東京都)	分電盤タイプ・コンセントタイプ	機器代・設置費用を含め、上限2万円まで 過去に本事業の補助金を受領している方は申請できません。  ※分電盤タイプにおいては、感震ブレーカー部分の見積が対象となり、事前提示が必要 (日本配線システム工業会規格認証品である当社製 感震RBOX、BQX702,感震ELBはいずれも対象である事確認) また申請者(代理人)が下記へ事前相談の事。 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所5階 503番窓口 電話:03-5654-8254 ファクス:03-5698-1503	継続	令和元年7月1日から区内全域の右記対象者	区内居住者で世帯の全員が次のいずれかに該当する世帯の個人 (対象者であることの証明をする書類のコピーが必要です)  (1) 満65歳以上の方 [証明書類:運転免許証、健康保険証のコピーなど] (2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 [証明書類:身体障害者手帳のコピー] (3) 愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方 [証明書類:愛の手帳のコピー]
24	大田区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプ支給 ヤモリ、 ヤモリ・デ・リモート (フタ付き分電盤の外側に<ヤモリ>を取り付けた場合にワイヤリモコンを介してブレーカーを遮断するオプション品)	継続	令和元年12月1日～	次のいずれかに該当する世帯で、世帯を構成する全員が前年度住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること  高齢者(65歳以上)ひとり暮らし 高齢者(65歳以上)のみの世帯 障害者(身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1～3度)の方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯 介護保険の要介護3～5の方がいる世帯

25	墨田区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプ幹旋 ヤモリ2,640円、電源遮断装置スイッチ断ポールⅢ3,502円	継続 (幹旋のみ継続。 交付事業は終了)		1 次のいずれかの対象地域に居住していること 墨田2～5丁目、東向島1、2、4～6丁目、京島1～3丁目、押上2、3丁目、八広1、3～6丁目 2 木造建築物に居住していること 3 次のいずれかの世帯に該当すること 65歳以上の方がいる世帯、要介護3～5の方がいる世帯、第一種身体障害者がいる世帯、第一種知的障害者がいる世帯
26	世田谷区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプの幹旋 ヤモリ 3,502円 ヤモリ・デ・リモート 2,200円 ピオマ感震ブレーカ 10,780円	継続		
27	目黒区 (東京都)	分電盤 ・ 高性能簡易タイプ	木造住宅密集地域(目黒本町五丁目地区、目黒本町六丁目・原町地区)  主な構造耐力上主要な部分(柱、はり等)が木造の建築物に限ります。 前年度の住民税を滞納していない方が対象です。納税証明書により確認します。  1 一般世帯 設置工事費(税抜き)×助成率3分の2=計算結果(千円未満切り捨て) 計算結果と助成限度額5万円を比較し、小さいほうの金額が助成金額になります。  2 特例世帯 設置工事費(税抜き)×助成率10分の10=計算結果(千円未満切り捨て) 計算結果と助成限度額8万円を比較し、小さいほうの金額が助成金額になります。	継続		目黒本町五丁目全域  目黒本町六丁目全域 原町一丁目全域 原町二丁目1番から4番、7番から13番 洗足一丁目1番から4番、10番から24番 碑文谷一丁目4番から9番
28	国分寺市 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプ支給 ヤモリ ヤモリ・デ・リモート	継続	令和2年4/16-先着順	(1)以下の木造住宅密集地域にお住まいの方 東元町一丁目、泉町一丁目、本多四丁目、東恋ヶ窪六丁目、日吉町二丁目、富士本一丁目、新町二丁目 +2拠点エリア拡大予定(21年10月頃告知予定) (2)市内の木造住宅密集地域以外の地域にお住まいの75歳以上の方 令和2年3月31日以前に74歳以上の方  (注釈)木造住宅密集地域は、東京都防災都市づくり推進計画(平成28年3月改定)で抽出された地域 (注釈)過去に市から支給を受けた方は除く
29	渋谷区 (東京都)	簡易タイプ	簡易タイプ幹旋 耐震ブレーカーアダプター ヤモリ 3,410円 ヤモリ・デ・リモート 2,420円 ヤモリ・デ・コンセント 6,490円	継続		
30	横浜市 (神奈川県)	簡易タイプ	簡易型の機器を特別価格で提供(横浜市が費用の一部を負担)(先着順5000件) ヤモリ、まもれーる感震くん、スイッチ断ポール、パワーヤモリセット、ピオマ、地震見張りロボ、震太郎、KI感震センサー、一発遮断(当社は対象外)  補助率:9/10(横浜市:5/10、南区:4/10) (上限額:器具1個当たり3,600円補助、千円未満端数は切捨て)  さらに、65歳以上のみの世帯等、要件を満たす世帯には取付助成も行います。	継続	令和3年4月1日～令和4年1月31日	※当社機器は対象外 申込先:公益社団法人横浜市防火防災協会 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域(下記の町丁目参照)にお住まいの方々
31	茅ヶ崎市 (神奈川県)	簡易タイプ	感震ブレーカーの税込本体価格の2/3(100円未満切り捨て、上限金額3,000円) スイッチ断ポール、ヤモリ、まもれーる感震くん、ピオマ、震太郎、地震みはりロボ、KI感震センサー、ヤモリデセット、パワーヤモリセット、一発遮断 (当社は非該当) さらに、65歳以上のみの世帯等、要件を満たす世帯には取付助成も行います。	継続	【申請期間】令和3年(2021年)4月26日～令和4年(2022年)1月31日	
32	平塚市 (神奈川県)	簡易タイプ	簡易型感震ブレーカー(株)リンテック21社製 ヤモリGV-SB1 (当社 非該当) 500円で配布  平塚市内の自らが居住する住宅で感震ブレーカー未設置の分電盤がある方 なお、1つの分電盤につき1個を限度とします。	継続	令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日 (木曜日)まで(先着順)	
33	大和市 (神奈川県)	分電盤・コンセント・感震リレータイプ	1. 対象建築物:1棟につき1回のみ 既存の木造住宅(新築を除く) 2. 建築条件 戸建て住宅、アパート店舗併用住宅の個人住宅部分 3. 対象者 以下の全てに該当する市民 ・建築物の所有者 ・当該住宅に居住し、かつ住民登録が行われている ・市税の滞納がない ・要支援者、要介護者等の認定を受けていない(バリアフリー化改修工事のみ) 4. 対象工事 費用が5万円以上の改修工事 (不燃化とバリアフリー化の両方を同時に行う場合、合算した工事費) 5. 補助費 工事費の1/2かつ上限10万円 (破風を含む軒先などの改修工事は上限20万円) 6. 施工業者 市内業者で「見積書」「領収書」等を市内の住所で発行できる事業者 (市の建築関連団体にて組織された「大和市耐震化促進協議会」の紹介も可能)	継続		申請の受付については、年度内に工事完了できる時期まで受け付けており、年間40件を予定しております。



34	葉山町 (神奈川県)	簡易タイプ	町内(自治)会を対象とした自主防災組織支援補助金に係る補助対象資機材としている。食料、飲料水、毛布など補助対象となる資機材を限定列挙しており、その一つとして感震ブレーカを位置付けているところ。 補助金額=50,000円+(世帯数×300円)を上限	終了		
35	白山市 (石川県)	分電盤・簡易・コンセント	購入費の3分の1以内 (100円未満の端数切り捨て) 限度額2,000円 コンセント・電池式タイプ 市内在住の方 同一世帯につき10年に1回に限る	終了		
36	小松市 (石川県)	簡易・コンセント・電池式	簡易タイプ 補助対象経費の2/3(1,000円未満の端数切り捨て) 上限2,000円 コンセント・電池式タイプ 補助対象経費の2/3(1,000円未満の端数切り捨て) 上限8,000円 市内住所を有する方、市内での住宅設置	継続	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
37	武豊町 (愛知県)	分電盤タイプの補助 簡易タイプの有償配布	分電盤タイプ 既設:補助対象経費の1/2 上限10,000円 新築:補助対象経費の全額 上限10,000円 簡易タイプの有償配布 ヤモリ1,500円 リモート付2,500円	終了	分電盤補助2018年4月1日～ 簡易タイプの配布2018年6月1日～	※南海トラフ地震被害1300棟と想定 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもの。
38	大山市 (愛知県)	分電盤・簡易・コンセント	感震ブレーカの購入及び設置に要する費用の2分の1(上限5,000円・100円未満切捨) ※補助金の交付は、1世帯につき1回に限る。	終了	令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日 (水曜日)	
39	刈谷市 (愛知県)	分電盤タイプ	補助の対象は、感震ブレーカの購入及び設置に要する費用 補助金額は補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。 補助金額の上限は2万円 市内において自らが居住している住宅に感震ブレーカを設置する人 市内に居住するため新たに建築する住宅に感震ブレーカを設置する人	継続	令和2年4月1日(水曜日)から	
40	江南市 (愛知県)	分電盤・簡易・コンセント	補助対象となる費用の2分の1(限度額10,000円まで) ※補助金額の100円未満の端数は切捨て	終了		
41	稲沢市 (愛知県)	分電盤・簡易・コンセント	対象経費の2分の1の額(100円未満は、切り捨て) ・避難行動要支援者等の属する世帯 上限10,000円 ・避難行動要支援者等の属さない世帯 上限3,000円 ※1 避難行動要支援者等の属する世帯は下記のとおり 1.満65歳以上の高齢者の属する世帯 2.要介護者(要介護1～5)の属する世帯 3.障害者(身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B)の属する世帯 4.児童扶養手当の支給を受けている母子家庭等世帯(満16歳以上の児童の属する世帯は除く) ※2 申請は同一年度1回に限ります。	終了		
42	みよし市 (愛知県)	分電盤・簡易タイプ	感震ブレーカの設置に要する費用の2分の1の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 補助金の上限額は分電盤タイプは2万円 10世帯、簡易タイプは2千円 50世帯。それ以上の応募は抽選	再開	令和3年8月2日(月)～令和3年9月17日(金) ※抽選	
43	長久手市 (愛知県)	分電盤タイプ	市内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカを設置する場合については、費用の2分の1、上限4万円 市内に自らの居住に供するため住宅を新築、増築又は改築する際、感震ブレーカを設置する場合については、費用の2分の1、上限1万円。 ※ 100円未満の端数切り捨て。	再開	令和3年4月1日～令和4年1月31日	
44	扶桑市 (愛知県)	分電盤・簡易・コンセント	補助対象となる地震対策の経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)の5分の4の額(100円未満は切り捨て)で、1回の補助 限度額は1世帯あたり1万円。 ※1世帯につき、1年度に1回を限度	継続	令和3年4月1日～令和4年3月31日まで	
45	安城市 (愛知県)	分電盤タイプ	既築・新築ともに上限1万円(1000円未満端数は切捨て) ※補助対象者1回限り、予算額総額150万に達し次第受付終了(前年予算100万)	再開	本年度の予算の範囲内で先着順に受付を行い申請 金額が予算額に達し次第受付を終了	2019年度予算:100万円。 申請金額が予算に達し次第受付終了。

46	半田市 (愛知県)	簡易タイプ	1000円(1000円未満の場合は、100円以下切り捨ててその金額)	終了	H28/4/1~	耐震構造改修の支援措置へ
47	東浦町 (愛知県)	簡易タイプ	設置費用の1/2(上限2000円)	終了	H28/4/1~	分電盤タイプ、コンセントタイプは対象外。
48	名古屋市 (愛知県)	分電盤タイプ	(1)下記の7区11地区の木造住宅密集地域 北区(大杉・杉村地区)、中村区(米野地区、中村地区、日比津地区)、瑞穂区(大喜地区、御剣地区(一部昭和区を含む))、中川区(下之一色地区、戸田地区)、南区(桜・笠寺・本星崎地区、呼続地区)、守山区(鳥羽見・甘藷家地区) 設置費用の2分の1(上限4万円)ただし、新築の場合は上限1万円 件数:100件程度 (2)上記以外の地域 設置費用の3分の1(上限2万6千円) ただし、新築の場合は上限6千円 件数:480件程度	再開	令和3年5月6日から令和4年1月31日まで	
49	東郷町 (愛知県)	感震ブレーカ簡易タイプのみ	設置した費用の半分補助(上限2,000円)	継続	H31年4月1日より継続 申請期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日	
50	富士宮市 (静岡県)	分電盤タイプ	分電盤内蔵タイプ、分電盤後付タイプが対象(日本配線システム工業会JWDS0007付2の規格に適合する構造機能) 市内の電気工業者が施工する感震ブレーカの購入及び設置費用の3分の2以内、 上限額2万5千円(1世帯につき1個限り)	再開	令和4年4月9日から	
51	焼津市 (静岡県)	分電盤タイプ	分電盤外付型、分電盤内蔵型が対象(日本配線システム工業会JWDS0007付2の規格に適合する構造機能を有するものが対象) 補助の対象経費 感震ブレーカ等の設置に要する経費(本体の購入費、設置工事費) 補助額 感震ブレーカ等の設置補助対象経費の3分の2以内(上限2万円) 新築の場合は、一律1万円	継続	受付期間 令和3年7月2日~令和4年2月28日 ※申込順で予算額に達し次第終了	
52	牧之原市 (静岡県)	感震ブレーカー	2/3以内の額(上限5万円、千円未満切り捨て) 新築住宅は一律1万円	終了		
53	藤枝市 (静岡県)	分電盤タイプ	設置費用の3分の2(上限5万円、千円未満切り捨て) 新築する場合は一律1万円 「特例世帯」※=設置費用は全額(上限10万、千円未満切り捨て) 新築は一律1.5万円 ※要介護3以上認定、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯	再開	令和3年5月6日から令和4年1月28日(金)	
54	磐田市 (静岡県)	分電盤タイプ(増設・内蔵型) 分電盤タイプ(新築・基本型)	市内居住者或いは居住目的の住宅を新築する人 増築=内蔵型 新築=分電盤取替 機器代金及び設置費用の3分の2(上限5万円、1000円未満切り捨て) ※予算280万円 7月2日情報 6月16日時点の執行254万円	継続	6月16日時点の残予算25.7万円 予算到達で終了	
55	御前崎市 (静岡県)	感震ブレーカー 分電盤タイプ	【既築】:設置費用の2/3(上限5万円) 【新築】:上限1万円 補助額は補助経費の3分の2以内の額で、上限3万円(その額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額)。新築の場合は上限1万円とします。	終了	2020年4月14日更新	対象者:御前崎市に住民登録がある人、 市内に住宅を所有している方、及び申請年度内に住宅を(戸建)を新築する予定のある方を対象。
56	静岡市 (静岡県)	分電盤タイプ	対象者:市内在住または市内に居住する住宅を新築する個人 対象品:住宅分電盤内蔵型 後付け型 【既築】感震ブレーカの購入及び設置に必要な経費(税込)の2/3以内(限度額2.5万円)居住者 【新築】:一律1万円 1世帯につき1回限り	継続	令和3年4月1日~令和3年12月28日 土日祝日を除き静岡庁舎新館3階 危機管理課で受付 ※先着順(予算額に達し次第終了) ※工事後の工事完了報告は令和4年2月11日最終 締め切り	先着順 予算額に到達次第終了
57	掛川市 (静岡県)	分電盤タイプ	当該事業に要する経費の3分の2以内とし、次に定める額を限度とします(1世帯1台限り) ア)市内に一戸建ての住宅を新築する場合 1万円 イ)ア)に該当しない場合 1万5千円	終了		耐震強化支援制度へ
58	三島市 (静岡県)	分電盤タイプ	対象者:市内在住または在住するための戸建て住宅新築の者 対象品:感震機能付分電盤、外付けタイプ 【既築】:補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額(上限:2万5千円) 【新築】:1万円 1人につき1回限り	継続	令和3年4月1日~ 令和4年1月31日 (土日祝除く) 大社町別館2F 危機管理課まで ※工事実績報告 令和4年2月28日 最終締め切り	
59	下田市 (静岡県)	分電盤タイプ	補助対象経費の3分の2以内の額(ただし1,000円未満の額は切り捨て) 上限5万円	継続		
60	南伊豆町 (静岡県)	分電盤タイプ	【既築木造住宅】:感震ブレーカの購入及び設置に必要な経費 税込の 2/3 以内(補助限度額は 25,000 円) 【新築木造住宅】:一律1万円	終了		

61	菊川市 (静岡県)	分電盤タイプ	設置費用の3分の2以内の額で千円未満の端数を切り捨てた額(上限2万5,000円) 過去に補助を受けていない世帯で、次の①～⑤のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②介護保険要介護度3以上の認定を受けている人の属する世帯 ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯 ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている人の属する世帯 ⑤療育手帳A1、A2またはA判定の交付を受けている人の属する世帯	終了		
62	多治見市 (岐阜県)	感震ブレーカー (分電盤もOK)	購入にかかる費用の2/3補助(上限2,000円×取り付けた世帯数) 町会単位で申請必要	継続	平成30年度から5年間 今年で4年目	
63	岐南町 (岐阜県)	分電盤タイプ	【既築】:設置費用の1/2(上限3万円) 【新築】:一律1万円	終了	H28/7～	簡易タイプは対象外
64	熊野市 (三重県)	簡易タイプ	75歳以上の方や障がい者等自身で取り付けが困難な方を対象に、有償(1,000円)で取り付けを行う	終了	H30年～	耐震改修への支援策へ
65	葛城市 (奈良県)	分電盤・簡易タイプ	分電盤タイプ 内蔵型 設置に要した費用の2分の1を乗じた額 3万円 分電盤タイプ 後付型 設置に要した費用の2分の1を乗じた額 1万円 簡易タイプ 設置に要した費用の2分の1を乗じた額 3千円	継続		感震ブレーカー等を設置する者で、次の要件を全て満たす方 ・市内の自ら所有する住宅に居住している方 ・本人および同一世帯の方が市税等を滞納していない ・本人および同一世帯の方が既に当該補助金の交付を受けていない
66	広陵町 (奈良県)	分電盤タイプ	【既築】:補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする) 上限:4万円 【新築】:補助対象経費分 上限1万円	継続		感震ブレーカーを設置する方で、広陵町内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置する方で、次の要件を全て満たさない方。 ・補助対象者の世帯において町税等を滞納している方 ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) ・暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方
67	三宅町 (奈良県)	分電盤タイプ	設置費用→本体機器(工事費含まれない)の1/2(上限3万円) ※1世帯につき1回限り	継続	-	H28年度受付数20件 令和3年度も同等数予定
		感震リレータイプ	設置費用→本体機器(工事費含まれない)の1/2(上限1万円)			H28年度受付数200件 令和3年度も同等数予定
		簡易タイプ	設置費用→本体機器(工事費含まれない)の1/2(上限3,000円)			H28年度受付数200件 令和3年度も同等数予定
68	松原市 (大阪府)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	購入・設置費用の3/4(上限45,000円) 購入・設置費用の3/4(上限4,500円) 購入・設置費用の3/4(上限3,000円)	継続	2018/12/13～	-
69	堺市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカー2千円/個 限度とします。新湊地区の住宅市街地総合整備事業区域内	継続	令和3年～令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
70	寝屋川市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカー2千円/個 限度とします。萱島東地区・池田・大利地区・香里地区の住宅市街地総合整備事業区域内	継続	令和3年～令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
71	東大阪市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカー2千円/個 限度とします。若江・岩田・瓜生堂地区の住宅市街地総合整備事業区域内	継続	令和3年～令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
72	豊中市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカー2千円/個 限度とします。庄内地区・豊南町地区の住宅市街地総合整備事業区域内	継続	令和3年～令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
73	門真市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカー2千円/個 限度とします。北部地区の住宅市街地総合整備事業区域内	継続	令和3年～令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。

74	守口市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカ-2千円/個 限度とします。東部地区・大日・八雲地区の住宅市街地総合整備事業区域内(ただし、八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く)	継続	令和3年~令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
75	大阪市 (大阪府)	感震ブレーカ	感震ブレーカ-2千円/個 限度とします。(住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限る) ※対象物件が区域内にあるか不明な方は下記へお問い合わせください。 交益財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室	新規	令和3年~令和7年	公共財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 次のすべてに該当する団体であること。 ・密集市街地内の自治体、まちづくり協議会等であること。 ・地域住民等10名以上で構成された団体であること。 ・会費収入等独自の財源があること。
76	洲本市 (兵庫県)	分電盤タイプ	【既築】:設置費用の1/2(上限1.5万円) <リフォーム市内の業者> 【新築及びリフォーム】:1万円 <リフォーム市外の業者> コンセントタイプ・簡易タイプは補助金対象外	継続	H29/4/1~	予算達し次第終了
77	養父市 (兵庫県)	分電盤タイプ 簡易タイプ	設置費用の1/2(上限5,000円) 新築も対象	継続	H28/4/1~	200件の予算を確保。
78	九度山町 (和歌山県)	分電盤・コンセント・簡易	分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造および機能を有するもの。 ※既存の住宅設置に限る(新築除く)。 コンセントタイプ 「感震ブレーカ等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定めるコンセントタイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するもの。 簡易タイプ 「感震ブレーカ等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するもの。 ※分電盤タイプとコンセントタイプは、既存の住宅設置に限る(新築除く)。 感震ブレーカ等の購入や取付けにかかった費用の全額 (上限5,000円で、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額。)	継続	随時	町内に住所を有し、かつ、現に居住する者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主 1. 65歳以上の方のみで構成する世帯 2. 65歳以上と18歳未満の方のみで構成する世帯 3. 要介護2以上と認定されている方がいる世帯 4. 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯 5. 療育手帳の交付を受けている方がいる世帯 6. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯 7. 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯 8. 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患医療受給者証または、和歌山県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯 9. 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯
79	串本町 (和歌山県)	簡易タイプ	購入費用の1/2(5,000円) 1棟につき1件 一般財団法人・日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品として推奨された感震ブレーカ等(簡易タイプ)	継続	H28年度~	-
80	橋本市 (和歌山県)	感震ブレーカ 分電盤タイプ	感震ブレーカ等の購入及び設置に要する経費の1/2(上限20,000円)	継続		補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者のみで構成する世帯(世帯員の全てが長期の入院等をしている世帯を除く。)の世帯員とする。 (1) 市内に居住しており、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により橋本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 自身で感震ブレーカを取り付けることが困難であること。 (3) 次のいずれかに該当すること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。 ア 満65歳以上の者 イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護状態区分が要介護2以上に該当する者 ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が1級又は2級に該当する者 エ 和歌山県療育手帳制度要綱(昭和51年1月20日施行)第1条に規定する療育手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度がAに該当する者 オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が1級に該当する者 カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者 キ 和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱(平成3年1月1日施行)第7条第2項に規定する特定疾患医療受給者証又は和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和60年4月1日施行)第7条第2項に規定する和歌山県指定特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
81	上富田町 (和歌山県)	感震ブレーカ 簡易タイプ	購入価格の2分の1とし、2,000円を限度 ※建築物1棟につき1回限り	継続		・町内に居住し、住民登録されている方 ・町内の建築物に設置すること ・その属する世帯に町税を滞納している世帯員がないこと



82	海南市 (和歌山県)	分電盤	上限5,000円(自ら居住する海南市内の住宅に設置する費用の1/2以内) ※1世帯につき1台	継続	令和3年4月1日(木曜日)~令和4年2月28日 (月曜日)(申込順) ただし、補助金の支給額が5万円に達した時点で終了します。 (7月8日時点枠あり。残8件相当)	市内に住所を有する方で、下記のいずれかの世帯に属する者。 1.65歳以上の高齢者がいる世帯 2.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方がいる世帯 3.介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている方がいる世帯 4.その他市長が特に必要と認める世帯  ただし、本事業の補助金を交付された方がいる世帯の方は、対象外となりますので、ご了承ください。
83	和歌山市 (和歌山県)	感震ブレーカ	・購入費及び設置費の合計額(上限1万円) ・新築及び改修する場合は購入費のみ(上限1万円) ・補助は1世帯につき1回のみ(過去にこの補助金を申請し補助を受けられた方は、対象になりません)	継続	令和3年4月1日(木曜日)から令和4年1月31日 (月曜日)まで(先着100件)	和歌山市の住民基本台帳に記録されていて、(1)もしくは(2)の条件に該当する世帯  (1) 65歳以上の方だけの世帯 提出書類:事前相談依頼書  (2) ・介護保険の要介護認定が要介護3~要介護5と認定されている方がおられる世帯 ・1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がおられる世帯 ・A1又はA2の療育手帳の交付を受けている方がおられる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がおられる世帯 ・特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方がおられる世帯 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方がおられる世帯 提出書類:事前相談依頼書、条件に該当することがわかる手帳等の写し
84	由良町 (和歌山県)	分電盤・簡易・コンセント	上限2万円 ※1世帯につき1回限り 町内に住所を有し、町税等を滞納しておらず、次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯とします。 ア 満65歳以上の方 イ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ウ 療育手帳の交付を受けている方 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	継続		
85	日高川町 (和歌山県)	分電盤・簡易・コンセント	上限2万円 ※ただし、1世帯1回限り。 町内に住所を有する方で、以下に該当する世帯 ①65歳以上の方のみの世帯 ②身体障害者手帳(1級・2級・3級)の交付を受けている方のみ世帯 ③療育手帳の交付を受けている方のみ世帯 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみ世帯 ⑤上記①~④に該当する方のみで構成されている世帯	継続		
86	日高町 (和歌山県)	分電盤・簡易	補助限度額2万円 (分電盤タイプ及び簡易タイプ)	継続	令和4年1月28日までに設置が完了すること。	・日高町民であり、下記のいずれかに該当する者のみの世帯。 (1) 満65歳以上 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている (3) 療育手帳の交付を受けている (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
87	御坊市 (和歌山県)	分電盤・簡易・コンセント	購入費用・取付工事費は、一世帯20,000円まで ※設置費用が20,000円を超えた場合は、自己負担となります。 ※この事業を利用することができる回数は1世帯につき1回です。	新規	令和3年4月1日(木曜日)~令和4年1月31日(月曜日)(申込み順) ※申込み件数が25件に達した時点で終了します。 ※感震ブレーカ-の設置が、令和4年2月28日(月曜日)までに完了できる方に限ります。	市内に住民登録をしている方で、下記の要件をどちらかを満たす方 ・満65歳以上の方のみで構成する世帯 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、和歌山県療育手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯
88	印南町 (和歌山県)	分電盤・簡易・コンセント	対象者:満65歳以上の方のみの世帯、障害者の方のみの世帯 対象経費:取り付けおよび購入費 補助金額:上限2万円まで	新規		対象者:満65歳以上の方のみの世帯、障害者の方のみの世帯
89	紀美野町 (和歌山県)	分電盤タイプ 簡易タイプ	補助対象者の住居における感震ブレーカ-の購入及び取付けとする。 ただし、補助対象者の住居を新築及び改築する際に取付けるものは、補助対象事業としない。 補助対象事業ごとに要する経費に2分の1を乗じて得た額(当該金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額)とし、5,000円を上限とする。	新規		(1) 町内に居住しており、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により紀美野町の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 町税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者 (3) その他特に町長が適当と認める者
90	太地町 (和歌山県)	感震ブレーカ	限度額 2万円	新規	令和3年12月24日まで	

91	京都市 防火改修 対象区域 ※まちの匠事 業 (京都府)	分電盤・感震ブレーカ	<p>■補助金額 昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された木造住宅を対象 ・補助対象費用の80%または限度額5万円 のいずれか少ない額を補助。</p> <p>■対象者: ・建築物の所有者(所有予定者を含む。)または 建築物の居住者(居住予定者を含む。)</p> <p>■補助対象建築物の要件 (1) 京都市内にある木造住宅又は京町家等であること 【木造住宅とは】 ・ 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅 ・ 昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された住宅 ・ 3階建て以下の在来工法又は枠組壁工法による住宅 【京町家等とは】 ・ 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅 ・ 昭和25年(1950年)11月22日以前に着工された住宅 ・ 2階建て以下の伝統構法による住宅 ※ 居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む ※ 大阪府北部の地震による「り災証明書」が交付されている木造住宅であって、簡易な耐震改修を行う場合、昭和56年6月1日以降に着工された住宅も対象とする (2) 本格的な耐震改修は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と診断された住宅であること (3) 防火改修は、密集市街地を中心とした市が定める区域内に存する住宅であること</p>	継続	交付申請 【令和3年4月12日(月曜日) ～令和4年4月3日(火曜日)〆切】  (ただし予算額に達した時点で受付終了します)	・京安心すまいセンター ・京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課
92	東みよし町 (徳島県)	分電盤タイプ	耐震(本格)改修支援事業の中で、本格的に耐震改修を行う場合の工事費用の一部について、次の1～5の要件全てを満たすものについて補助します。(補助率:耐震改修工事にかかる費用の4/5以内、補助金額:最大110万円) 1.平成12年5月31日以前に着工されて現在居住している住宅(耐震診断時の評点が1.0未満と診断されたもの) 2.高さ1.5m以上の家具の固定 3.診断時の評点1.0未満を、1.0以上に向上させる改修工事 4.のほり旗設置(耐震改修工事である旨の表記)や見学会の実施協力 5.感震ブレーカー(分電盤タイプに限る)を設置	継続		
93	香南市 (高知県)	分電盤・簡易・コンセント	香南市家具転倒防止器具等購入費補助金 補助金額:補助対象経費の1/2(補助金上限1万円)※100円未満切捨て 補助対象 (1)家具転倒防止器具または照明器具等の落下防止器具 (2)ガラス飛散防止フィルム (3)感震ブレーカー(購入費用のみ、工事費は対象外) (4)扉の開閉防止金具 他	継続		
94	美波町 (徳島県)	簡易タイプ	購入価格の2分の1とし、2,000円を限度 (一般財団法人日本消防設備安全センターが推奨品と定める感震ブレーカー)	継続	H29年4月～	
95	藍住町 (徳島県)	感震ブレーカ	対象費用の合計額の2分の1(上限額は1万5千円) 藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等(町税及び国民健康保険税)の滞納がない者 ・既存住宅において実施する感震ブレーカーの購入及び取付工事費用(申請者以外の事業者等が施工する場合に限る) ・新築住宅の建築に併せて実施する感震ブレーカーの設置費用	継続	令和3年4月1日から令和4年2月28日まで (午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く)	10戸(申込順)
96	北島町 (徳島県)	分電盤タイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	購入・設置費用の1/2(上限5,000円) ■対象者 つぎのいずれかに該当する方 ① 本町に住宅を所有し、かつ、感震ブレーカー購入時にその住宅に住所を有し、感震ブレーカーを設置した方(購入日から1年以内) ② 本町に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、かつ、その住宅に住所を有する方(購入日から1年以内)	継続	令和3年5月20日(木)～令和4年3月17日(木) ※補助金額が予算額に達し次第、受付を終了します。	つぎのいずれかに該当する方 ① 本町に住宅を所有し、かつ、感震ブレーカー購入時にその住宅に住所を有し、感震ブレーカーを設置した方(購入日から1年以内) ② 本町に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、かつ、その住宅に住所を有する方(購入日から1年以内)
97	上板町 (徳島県)	感震ブレーカー	感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の1/2の金額(ただし、その金額が2万円を超えるときは2万円とし、1,000円未満の端数は切り捨て) ※設置費用については、補助金の交付を受けようとする方以外の事業者等が施工の場合に限りです	継続	令和3年4月1日～令和4年2月28日まで	予算の範囲内で先着順に受付します。(予定10名程度)
98	板野町 (徳島県)	感震ブレーカー (種類問わず)	1個あたりの購入及び設置に係る費用の2分の1以内の額で、上限5,000円 ① 本町に住宅を所有し、かつ、感震ブレーカー購入時にその住宅に住所を有し、感震ブレーカーを設置した方 ② 本町に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、かつ、その住宅に住所を有する方	継続		※ 購入・設置から1年以内のものが対象です。 ※ 補助金は、1住宅あたり感震ブレーカー1個までが対象で、1世帯1回限りです。
99	鳴門市 (徳島県)	分電盤タイプ	耐震改修工事及び耐震改修関連工事に要する工事費の4/5以内で100万円を限度とします。 感震ブレーカーを設置する工事(既に感震ブレーカーを設置している場合を含む。)(に対して、補助金の合計が補助対象工事費の額を超えない範囲で10万円を限度に加算します。 1.鳴門市内にあり、現に居住(改修後居住する予定も含む)している住宅※1(※1 平成12年5月31日以前に着工された住宅) 2.鳴門市が認める木造住宅の耐震診断で評点が1.0未満(倒壊する可能性がある)と診断された住宅 3.評点が1.0以上となる耐震改修工事 4.耐震改修施工者等※2による耐震改修工事(※2 耐震改修施工者等として徳島県に登録された業者) 5.過去に市から補助を受け耐震改修工事を行っていない住宅	終了	令和2年4月1日(水)～ 令和2年12月28日(月)※先着順となります。	予定戸数に達したため、今年度の受付は終了しました。 以降の受付はキャンセル待ちとなります。 キャンセル待ちについては、まちづくり課窓口または電話にて受付します。 キャンセル等により空きが出た場合、受付順に市役所より連絡します。
100	小松島市 (徳島県)	分電盤タイプ (耐震改修とセットでの補助です)	木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)における補助(耐震改修とセットでの補助です) 改修後の上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事(建て替え工事は該当しません)費用を補助します。 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。 ○市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅  耐震改修工事費の5分の4以内(最大100万円)+感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助 (コンセントタイプ・簡易タイプ不可)  (必須事項) 高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施 のほり旗設置や見学会等への協力 県登録の施工者等が施工 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置(コンセントタイプ・簡易タイプ不可)	継続 (耐震改修と合わせて)	令和2年4月13日(月)より受付を開始	
101	徳島市 (徳島県)	分電盤タイプ (耐震改修とセットでの補助です)	耐震改修支援事業 における補助(耐震改修とセットでの補助です) 次の要件全てを満たす工事費用の一部を補助します。 但し、過去に同様の補助(住まいの安全・安心なリフォーム支援事業等を含む)を受けている場合は申請できません。 (1)平成12年5月31日以前に着工された木造住宅 (2)診断時の評点1.0未満を1.0以上に向上させる工事 (基礎や壁の補強、劣化箇所の取替、屋根の軽量化等) (3)高さ1.5メートル以上の家具の固定 (4)工事時ののほり旗の設置等の啓発活動への協力及びエシカル消費(県産材利用や廃棄物の削減など)への取組 (5)感震ブレーカー(分電盤タイプに限る。以下同じ。)を設置  補助対象工事費用の5分の4かつ最大100万円(千円未満切り捨て) 感震ブレーカー設置費用として10万円を上乗せ	継続 (耐震改修と合わせて)	2021年7月1日～	75戸程度(先着)(注意)募集戸数に達し次第締め切ります

102	吉野川市 (徳島県)	分電盤タイプ (耐震改修とセットでの補助です)	耐震改修支援事業 における補助 (耐震改修とセットでの補助です) <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断で評点1.0未満と判定</li> <li>改修後の評点を1.0以上とする</li> <li>高さ1.5m以上の家具の固定</li> <li>県登録の施工者等が施工</li> <li>のぼり旗設置や見学会等の協力</li> <li>分電盤タイプの感震ブレーカーの設置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大120万円かつ補助対象工事費の2/3 (補助対象工事180万円以上で、最大の120万円が補助されます。)</li> </ul>	継続 (耐震改修と合わせて)	令和3年4月12日(月)より受付を開始	10戸程度
103	土佐市 (高知県)	簡易タイプ	一般財団法人日本消防設備安全センター推奨物品(当社該当なし)の感震ブレーカー(簡易タイプ) 購入費用にかかった2/3(上限3000円) 取付作業費1000円 1世帯2基まで	継続	WEB上令和3年3月中旬までとあるが 令和3年度も再開	
104	奈半利町 (高知県)	簡易タイプ	一般財団法人日本消防設備安全センター推奨物品(当社該当なし)の感震ブレーカー(簡易タイプ) 購入及び設置に要する費用に対して補助金 1世帯1回限り2箇所まで 上限5000円	継続	H30/9月～	1世帯につき1回限りとし、設置数は1世帯2箇所まで
105	鳥取市 (鳥取県)	分電盤タイプ 分電盤後付けタイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	自主防災会を対象とした防災資材機材の補助制度の中で、感震ブレーカーをタイプ問わず該当品目として認めている。 ただし、感震ブレーカーは個々の家庭に設置するものなので、購入の際は自主防災会が属する町内会全戸に配布することが条件であると考えている。補助額は自主防災会の世帯数により定められており、その金額を上限としている。	新規		
106	米子市 (鳥取県)	コンセントタイプ 簡易タイプ	自主防災組織として、共同購入する場合に総額1/2(上限50,000万円)を補助。	新規		
107	岩見市 (鳥取県)	分電盤タイプ 分電盤後付けタイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	購入費用の1/2を補助(上限2000円)町内住宅1世帯1階1個まで	新規		
108	伯耆町 (鳥取県)	分電盤タイプ 分電盤後付けタイプ コンセントタイプ 簡易タイプ	購入に要する1/2を補助。	新規		